

◎新潟県監査委員告示第1号

新潟県監査委員が保有する行政文書の公開等に関する規程（平成14年3月新潟県監査委員告示第1号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月29日

新潟県代表監査委員 八木 浩幸

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(電磁的記録の公開の方法) 第5条 条例第14条第2項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。 (1) <u>音声又は映像が記録された電磁的記録</u> 当該 <u>電磁的記録</u> を専用機器により再生したものの視聴又は <u>電磁的記録媒体</u> （電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に複写したものの交付 (2) (略) 2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は <u>電磁的記録媒体</u> に複写したものの交付が容易であるときは、当該再生したものの閲覧若しくは視聴又は当該複写したものの交付により公開を行うことができる。 3 (略)	(電磁的記録の公開の方法) 第5条 条例第14条第2項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。 (1) <u>録音テープ又はビデオテープ</u> 当該 <u>録音テープ</u> 若しくは <u>ビデオテープ</u> を専用機器により再生したものの視聴又は <u>録音カセットテープ</u> 若しくは <u>ビデオカセットテープ</u> に複写したものの交付 (2) (略) 2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は <u>磁気ディスク</u> 等に複写したものの交付が容易であるときは、当該再生したものの閲覧若しくは視聴又は当該複写したものの交付により公開を行うことができる。 3 (略)

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。